

事 務 連 絡
平成28年6月16日

各都道府縣市町村担当部長 }
各指定都市企画担当部長 } 殿

総務省地域力創造グループ地域自立応援課長

中心市の要件の今後の取扱いについて

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第3に規定する中心市の要件について、検討を進め平成27年度中に結論を得るものとされたところです。

そのため、本年1月より、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」の下に設置された「基本問題検討ワーキンググループ」において、現行の中心市の要件を緩和することが適切かどうか等について検討が行われました。

この「基本問題検討ワーキンググループ」における議論については、6月9日に開催した「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」において、別紙のとおり取りまとめられました。

そこでは、「今後、加速化する少子高齢化の進展等を考慮すれば、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていても、受療動向など、通勤・通学者以外の人の流れに係る客観的データを補完的に用いることにより、近隣市町村の住民が当該市の医療・福祉施設等の都市機能を活用していることが明らかにされる場合などは、中心市と認めてよいものと考えられる。」とされているところです。

「人の流れに係る客観的データ」としては、例えば、都道府県等が調査する受療動向（市内の医療機関の受診のため市外から流入する人の数から、市外の医療機関の受診のため市外に流出する人の数を差し引いた数に係るデータ）を活用することなどが考えられるところですが、現時点において、客観性、公正

性等の観点から活用可能と考えられるデータは確認できていないところです。
今後、こうした目的に立って調査を検討する場合には、その手法等について総務省にご相談いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

総務省地域力創造グループ地域自立応援課 担当：三木、北島 連絡先：03-5253-5391

平成 28 年 6 月 9 日
定住自立圏構想の推進に関する懇談会

中心市要件の再検討について

1 定住自立圏における中心市の役割と現行要件

定住自立圏における中心市には、「大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている」ことが求められている。

言い換えれば、「その都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながる」のが、定住自立圏における中心市であり、中心市に、圏域全体のマネジメントを担う役割が求められている。

そして、この中心市の要件として、現行の要綱は、①人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること)、②昼夜間人口比率が1以上であること、③三大都市圏の区域外に所在すること、などをすべて満たすことを定めている。

2 検討の方針・経緯

これに対して、本懇談会の下に基本問題検討ワーキンググループを設置し、最初に要綱を制定してから七年あまりを経て、定住自立圏が期待する役割を果たす中心市の要件が、現行どおりで的確なのかどうか、改めて検証した。

検証の過程においては、中心市要件の見直しに関心の高い自治体から資料を提供していただき、また、ヒアリングを行った。さらに、連携中枢都市圏構想において、昼夜間人口比率要件を「1」ではなく、「おおむね1」以上とした趣旨も参考にしつつ検討を進めた。連携中枢都市圏構想においては、中核市要件を満たす市について、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていたとしても、高次都市機能の集積状況に鑑み、通勤・通学で把握しきれない昼間人口を勘案し都市としての中心性が確認できる場合があり得るとしている。

3 検討の主な結果

現時点までの主な検討結果は、次のとおりである。

- (1) 制度創設時からの人口段階ごとの都市的施設の立地状態に明確な変化が見られない。また、既に「程度」「少なくとも～人を超えていること」など、地域実態にあわせた裁量の余地が広がっていることから、「人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること)」等の人口要件については、さらに修正を加えるべきではない。
- (2) 自治体内外の通勤・通学者の移動を基に、昼間人口と夜間人口の比を算出する「昼夜間人口比率 1 以上」についても、現時点においては基本的に維持すべきである。(ア)国勢調査という公信用の高い統計データを活用していること、(イ)中心市要件への該当の有無を自治体自らが判断しやすい簡便な指標となっていること、(ウ)超高齢社会において重要性を増す医療施設や商業施設などへの利用者の流れも、通勤者動向に、一定程度、反映されていると考えられるからである。

ただし、今後、加速化する少子高齢化の進展等を考慮すれば、昼夜間人口比率がわずかに1を下回っていても、受療動向など、通勤・通学者以外の人の流れに係る客観的データを補完的に用いることにより、近隣市町村の住民が当該市の医療・福祉施設等の都市機能を活用していることが明らかにされる場合などは、中心市と認めてよいものと考えられる。